

※必須入力項目(緑色網掛け)に未入力箇所があります。

手続No	A1-1
手続名	公益認定申請

事業年度	令和		年度
	自		
	至		

申請事務担当者	氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

○事前入力項目

組織情報			
本編	別添 法人の組織について (公益社団法人用) (公益社団法人)	公益社団、公益財団のいずれかを選択してください。	
	別添 法人の組織について (公益財団法人用) (公益財団法人)		
別表A 中期均衡の計算 作成シート			
本編	別表A (1) (収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合)	A(1) A(2) のいずれかを選択してください。	
	別表A (2) (収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる場合)		
本編	別表A (5) - 1 (公益充実資金の明細)	公益充実資金がある場合のみ	
	別表A (5) - 2 (公益充実資金の明細)		
別表B 公益目的事業比率の計算 作成シート			
本編	別表B (1) (公益目的事業比率の算定総括表)	必須	○
別表	別表B (2) 土地の使用に係る費用額の算定 ※対象がある場合、別表での申請か附属明細での申請	土地の使用に係る費用額がある場合	
別表	別表B (3) 融資に係る費用額の算定 ※対象がある場合、別表での申請か附属明細での申請	融資に係る費用額がある場合	
別表	別表B (4) 無償の役務の提供等に係る費用額の算定 ※対象がある場合、別表での申請か附属明細での申請	無償の役務の提供等がある場合	
本編	別表B (5) (公益目的事業比率に係る計算表)	必須	○

別表C 用途不特定財産額の計算 作成シート			
本編	別表C(1) (用途不特定財産額の保有制限の判定)	必須	○
本編	別表C(2) (控除対象財産)	控除対象財産がある場合	
別表	別表C(3) (資産取得資金) ※対象がある場合、別表での申請か附属明細での申請	資産取得資金がある場合	
別表	別表C(4) (特定費用準備資金) ※対象がある場合、別表での申請か附属明細での申請	無償の役務の提供等がある場合	
本編	別表C(5) (公益目的事業継続予備財産)	予備財産がある場合	
本編シート以外で別表を添付して申請する別表シート数			
作成した別表の数	公益認定事業の数 (別ファイル: 2-2(1) (ワード+エクセル)) (対の数を記入)		0
	収益事業の数 (別ファイル: 2-2(2) (ワード))		0
	その他事業の数 (別ファイル: 2-2(3) (ワード))		0
	作成する別表の数 (エクセル表) 土地の使用に係る費用額の算定 (別表B(2)_土地の使用に係る費用額の算定)		0
	作成する別表の数 (エクセル表) 融資にかかる費用額の算定 (別表B(3)_融資に係る費用額の算定)		0
	作成する別表の数 (エクセル表) 無償の役務の提供に係る費用額の算定 (別表B(4)_無償の役務の提供等に係る費用額の算定)		0
	作成する別表の数 (エクセル表) 資産取得資金の算定 (別表C(3)_資産取得資金)		0
	作成する別表の数 (エクセル表) 特定費用準備資金の算定 (別表C(4)_特定費用準備資金)		0
以下の様式のうち必要に応じて作成したものを選択してください。			
	申請書		○
	1-1 法人基本情報		○
	2-1 事業の一覧		○
	確認書・注意事項		○
	役員等名簿		○
	別添 株式等の保有状況 (本編シート: 「D」)		○
	別添 経理的基礎の説明 (本編シート: 「E」)		○

## 目次

シート名

<b>表紙</b>	
表紙	本編 表紙
<b>申請書</b>	
1. 申請書	本編 申請書
<b>別紙 1 法人の基本情報</b>	
1 法人の基本情報について	本編 1-1
<b>別紙 2 法人の事業</b>	
1. 事業の一覧	本編 2-1
2. 個別の事業の内容について	
(1) 公益目的事業の種類及び内容	
(1) 公益目的事業について (Word 及び Excel)	別 2-2(1)
(2) 収益事業について (Word)	別 2-2(2)
(3) その他の事業(相互扶助等事業)について (Word)	別 2-2(3)
<b>別表 A 中期的収支均衡</b>	
(1) 中期均衡の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)	本編 A(1)
(2) 中期均衡の計算(収益事業等の利益額の50%を超えて繰入れる場合)	本編 A(2)
(5) -1 (公益充実資金の明細)	本編 A(5)-1
(5) -2 (公益充実資金の明細)	本編 A(5)-2
<b>別表 B 公益目的事業比率</b>	
(1) 公益目的事業比率の算定総括表	本編 B(1)
(2) 土地の使用に係る費用額の算定	別 B(2)_土地
(3) 融資に係る費用額の算定	別 B(3)_融資
(4) 無償の役務の提供等に係る費用額の算定	別 B(4)_無償
(5) 公益目的事業比率に係る計算表	本編 B(5)
<b>別表 C 使途不特定財産</b>	
(1) 使途不特定財産額の保有制限の判定	本編 C(1)
(2) 控除対象財産(使途拘束資産)の明細	本編 C(2)
(3) 資産取得資金について	別 C(3)
(4) 特定費用準備資金について	別 C(4)
(5) 公益目的事業継続予備資産	本編 C(5)
<b>別添等</b>	
別添 法人の組織について(公益社団法人用)	本編 2-2(社団)
別添 法人の組織について(公益財団法人用)	本編 2-2(財団)
別添 株式等の保有状況	本編 D
別添 経理的基礎の説明	本編 E
別添 役員等名簿	本編 役員等名簿
確認書	本編 確認書

## その他添付書類について

### <全法人>

1. 定款
2. 登記事項証明書
3. 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
4. 許認可等を証する書類（※許認可等を必要とする場合のみ）
5. 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書
6. 事業計画書
7. 収支予算書
8. 前事業年度末日の財産目録
9. 前事業年度末日の貸借対照表及びその附属明細書
10. 事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにす
11. 事業・組織体系図 ※複数の事業又は組織がある場合のみ
12. その他経理的基礎を明らかにする書類
  - ・ 経理規程等（不適切な経理処理や財産管理を防止するためのルール）
  - ※別添 経理的基礎の説明の添付資料
13. 公益性及び不特定多数性確認のための書類・証憑類（ガイドライン第2章）
  - ※公益事業の説明(2-2(1)Excelシート) チェックポイント補足書類

### <該当する法人のみ>

14. 社員の資格の得喪に関する細則
  - ※定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合のみ
15. 会員等の位置づけ及び会費に関する細則・・・会費に関する細則
16. 寄附の使途の特定の内容がわかる書類（寄附規程・募集要項等）
  - ・ 公益目的事業以外に使途を特定した寄附がある場合のみ
17. 公益充実資金に係る公表事項
18. 公益目的事業継続予備財産に係る備置き書類等
19. 特定費用準備資金に係る備置き書類等
20. 資産取得資金に係る備置き書類等
21. 指定寄附資金に係る備置き書類等
22. その他 行政庁が必要と認める書類

\$pref\_name

殿

法人の名称 \$corp\_name

代表者の氏名 \$delegate\_name

### 公益認定申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条に規定する公益認定を受けたいので、同法第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

#### 記

1. 主たる事務所の所在場所  
別紙1のとおり
2. 従たる事務所の所在場所  
別紙1のとおり
3. 公益目的事業を行う都道府県の区域  
別紙1のとおり
4. 公益目的事業の種類及び内容  
別紙2のとおり
5. 収益事業等の内容  
別紙2のとおり

別紙1 法人の基本情報について

事業年度	自		法人コード	\$corp_code
	至		法人名	\$corp_name

フリガナ	\$corp_kana			
法人の名称	\$corp_name			
主たる事務所の住所及び連絡先				
住所	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等	補足住所
	\$postal	\$address_1	\$address_2	\$address_3
代表電話番号	\$tel	内線	\$ext	
代表電子メールアドレス	\$mail_address			
ホームページの有無				
ホームページアドレス				
代表者の氏名	\$delegate_name			
事業年度	\$star 月	\$star 日～	\$end 月	\$end 日
事業の概要	\$overview			

参考:「事業の概要」の文字数 9

【従たる事務所の所在場所】 登記されている従たる事務所及びその所在地を記載してください

項番	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等

【登記上の従たる事務所が事業の拠点として実質を備えていないことの説明】

登記上の従たる事務所が事業の拠点として実質を備えておらず、従たる事務所を設けていないものとして申請する場合に記載

【公益目的事業を行う都道府県の区域】

定款に記載された公益目的事業の活動区域(全国又は活動している都道府県名)を記載する。

## 【別紙2 法人の事業について】

事業 年度	自		法人コード	\$corp_code
	至		法人名	\$corp_name

## 1. 事業の一覧

## (1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公	

## (2) 収益事業等

## 〔1〕収益事業

事業番号	事業名等
収	

## 〔2〕その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他	

## 2. 個別事業の内容について

新様式

### (1) 公益目的事業の種類及び内容

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業名等
公	

#### 〔1〕 事業の内容 <申請書記載事項>

<p>(1) 事業の趣旨・目的</p> <p>(2) 事業の概要</p> <p>(3) 受益の機会</p> <p>(4) 受益者の義務・受益の条件</p> <p>(5) 事業の合目的性の確保の取組</p> <p>(6) その他</p>
---

注1 公益目的事業の内容については、ガイドライン第2章第2（申請書記載事項）に沿って記載してください。

注2 〔1〕に記載した内容を変更する場合、記載を変更するには、原則として変更認定申請が必要となります。

## 新様式

### 2. 個別の事業の内容について

#### (1) 公益目的事業の種類及び内容について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公
------	---

#### [2]事業の種類について(別表該当性)＜申請書記載事項＞

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)

注1 公益目的事業の種類について公益認定を受けた場合、記載内容を変更するには、原則として変更認定申請が必要となります。

#### [3]事業の公益性に関する説明

(本事業が公益目的及び不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(20)「19事業区分非該当」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかわかるように記載してください。)	その他説明事項

注1 必要に応じ、事業計画等の記載を参照して、公益認定等ガイドライン第2章第2 申請書記載事項を参考に記載してください。

[4]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください(認定法第7条第2項第3号)。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業名等	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
収		
事業の内容		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注1）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について（注2）		

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください（認定法第7条第2項第3号）。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0円以下である場合に記載してください。

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業名等	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他		
事業の内容		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください（認定法第7条第2項第3号）。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

【別表A(1)(中期均衡の計算(収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合)】

公益目的事業会計全体の収支見込み

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用		
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用		円	円		
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)			△ 円		
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額(公益目的事業財産の取得等に係る部分を除く)を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載)		0 円	0 円		
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	円		収入 ≥ 費用 年度剰余額 (収入 - 費用)	収入 < 費用 年度欠損額 (費用 - 収入)
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	円			
合計		0 円	0 円	A 0 円	B 0 円

年度剰余額の発生が見込まれる場合や認定後5年間で剰余額が発生する見込みがある場合には、その解消見込み(事業拡大、公益目的保有財産の取得予定等)を記載

**【別表A(2)(中期均衡の計算(収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる場合))】**

公益目的事業会計全体の収支見込み【特例算定の場合】

1. 特例算定の可否の確認

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等をキャッシュベースで比較し、資金不足が発生する(特例費用が特例収入を上回る)場合に特例算定(収益の50%を超える繰入れ)をすることができます。

		特例収入	特例費用		
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用		円	円		
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)			△ 円		
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額(上限あり)を「費用」欄に記載)		0 円	0 円		
公益目的保有財産に関する収支(売却に関しては売却収入額を「収入」欄に、取得等に関しては支出額を「費用」欄に記載)		円	円		
4年以内に生じた(b~eに係る)特例算定残存欠損額の合計額			円		
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の50%	円			
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の50%	円		(特例費用-特例収入)	
合計		0 円	0 円	A	0 円

2. 特例残存欠損額の算定

1. で計算した資金不足(A)を補填するため、収益事業等から生じた利益の50%を超えて繰り入れます。

(特例費用-特例収入)		繰り入れた利益の50%を超える部分		特例残存欠損額
A	0 円	-	円	= B
				0 円





【別表A(5)－2(公益充実資金の明細)】

0											
特定の事業又は資産取得等の名称											
当該活動の内容											
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 ( 0 月)
所要額の算定方法											

0											
特定の事業又は資産取得等の名称											
当該活動の内容											
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 ( 0 月)
所要額の算定方法											

0											
特定の事業又は資産取得等の名称											
当該活動の内容											
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 ( 0 月)
所要額の算定方法											

0											
特定の事業又は資産取得等の名称											
当該活動の内容											
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 ( 0 月)
所要額の算定方法											

0											
特定の事業又は資産取得等の名称											
当該活動の内容											
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 ( 0 月)
所要額の算定方法											

0											
特定の事業又は資産取得等の名称											
当該活動の内容											
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 ( 0 月)
所要額の算定方法											

0											
特定の事業又は資産取得等の名称											
当該活動の内容											
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 ( 0 月)
所要額の算定方法											

0											
特定の事業又は資産取得等の名称											
当該活動の内容											
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 ( 0 月)
所要額の算定方法											

0											
特定の事業又は資産取得等の名称											
当該活動の内容											
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 ( 0 月)
所要額の算定方法											

0											
特定の事業又は資産取得等の名称											
当該活動の内容											
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 ( 0 月)
所要額の算定方法											

【別表B(1)(公益目的事業比率の算定総括表)】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

公益目的事業比率の算定		
公益実施費用額(12欄より)	1	0 円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額 (12、21、30欄の合計)	2	0 円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3	0.0 %

公益実施費用額の計算			
公益目的事業に係る事業費の額	4	0 円	
調 整 額	土地の使用に係る費用額	5	0 円
	融資に係る費用額	6	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額	7	0 円
	公益充実資金積立額	8	0 円
	公益充実資金取崩額	9	0 円
	引当金の取崩額	10	円
	財産の譲渡損等	11	円
公益実施費用額(4欄~11欄 合計額)	12	0 円	

収益等実施費用額の計算			
収益事業等に係る事業費の額	13	0 円	
調 整 額	土地の使用に係る費用額	14	0 円
	融資に係る費用額	15	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額	16	0 円
	特定費用準備資金積立額	17	0 円
	特定費用準備資金取崩額	18	0 円
	引当金の取崩額	19	円
	財産の譲渡損等	20	円
収益等実施費用額(13欄~20欄 合計額)	21	0 円	

管理運営費用額の計算			
管理費の額	22	0 円	
調 整 額	土地の使用に係る費用額	23	0 円
	融資に係る費用額	24	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額	25	0 円
	特定費用準備資金積立額	26	0 円
	特定費用準備資金取崩額	27	0 円
	引当金の取崩額	28	円
	財産の譲渡損等	29	円
管理運営費用額(22欄~29欄 合計額)	30	0 円	

【別表B(2) 土地の使用に係る費用額の算定】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の計算に必要な、土地の使用に係る費用額の算定に用います。土地一筆ごとに1枚記載してください。)

土地の所在地	1				
面積	2	㎡	帳簿価額	3	円
1年度間の土地賃料相当額(7欄)より	4	円	土地の使用に当たり負担した費用額(固定資産税額等)	5	円
			事業費に算入すべきみなし費用額合計(4欄-5欄)	6	0円
土地の賃料相当額(4欄)の算定根拠	7				
		別送資料			
土地の使用に当たり負担した費用額(5欄)の内容と算定根拠	8				
		別送資料			
9. 算入対象となる事業名と土地使用方法、配賦額					
事業		事業の内容及び各事業ごとの土地使用方法			配賦額
区分	番号				
					円
					円
土地の賃料相当額の各事業の費用額への配賦計算内訳(9欄の算出根拠)	10				
		別送資料			

**【別表B(3)融資に係る費用額の算定】**

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の計算に必要な、融資に係る費用額の計算に用います。)

事業番号	1	区分	番号
事業の内容	2		
貸付の内容	3		
貸付利率	4		
借入れをして調達した場合の利率	5		
費用額に算入する額(7欄)の算定根拠	6		
		別送資料	
費用額に算入する額	7	円	7欄の額を、別表B(1)Ⅲ(融資に係る費用額)へ転記してください。

**【別表B(4)無償の役務の提供等に係る費用額の算定】**

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の計算に必要な、無償の役務提供等に係る費用額の算定に用います。役務提供等1件ごとに記載してください。)

役務提供等の名称	1				
役務提供等の内容	2				
役務提供等を受ける場所	3				
役務の提供があった事実を証する方法	4				
必要対価の額(役務提供の対価額)	5	円	支払対価の額(役務提供に対し実際に支払う額)	6	円
費用額に算入する総額(5欄-6欄)	7	0円			
必要対価の額(5欄)の算定根拠(役務提供の延べ日数や、延べ人数、単価等の算定根拠を、詳しく記載してください。また、昨年度の実績等があれば記載してください。)	8				
		別送資料			
支払対価の額(6欄)の内容と算定根拠	9				
		別送資料			
10. 算入対象となる事業と配賦額					
事業		事業の内容及び事業の実施に対し、この役務の提供等が不可欠である理由を説明してください。			配賦額
区分	番号				
					円
					円
各事業の費用額への配賦(10欄)計算内訳	11				
		別送資料			

【別表B(5)(公益目的事業比率に係る計算表)】

各会計区分別に経常費用の形態別分類別(中科目別)の費用額を記載してください。各事業別(公1、公2)や科目を細分化した記載も構いません。複数の計に共通して発生した費用がある場合には、各会計への配賦額とその配賦基準を記載してください。

(単位:円)

	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計	配賦基準
役員報酬				0	配賦基準:
給料手当				0	配賦基準:
臨時雇賃金				0	配賦基準:
賞与引当金繰入額				0	配賦基準:
退職給付費用				0	配賦基準:
福利厚生費				0	配賦基準:
旅費交通費				0	配賦基準:
通信運搬費				0	配賦基準:
減価償却費				0	配賦基準:
消耗什器備品費				0	配賦基準:
消耗品費				0	配賦基準:
修繕費				0	配賦基準:
印刷製本費				0	配賦基準:
燃料費				0	配賦基準:

光熱水料費				0	配賦基準:
賃借料				0	配賦基準:
保険料				0	配賦基準:
諸謝金				0	配賦基準:
租税公課				0	配賦基準:
支払負担金				0	配賦基準:
支払助成金				0	配賦基準:
支払寄付金				0	配賦基準:
委託費				0	配賦基準:
為替差損				0	配賦基準:
雑費				0	配賦基準:
合計	0	0	0	0	



③ 無償の役務の提供等に係る費用額

名称	公益目的事業に係る事業費の額	収益事業等に係る事業費の額	管理費の額
合計	0	0	0

【別表C(1)(使途不特定財産額の保有制限の判定)】

この様式では、使途不特定財産額が、使途不特定財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。  
使途不特定財産額は、以下の計算により算定します。

使途不特定財産額＝資産－(負債＋一般社団・財団法人法第131条の基金)－(控除対象財産－控除対象財産の対応負債の額※)－予備財産額

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。  
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまうためです。

1. 使途不特定財産額の計算に必要な数値の作成(下記3.及び4.に必要な数値を作成します。)

資産の部			負債の部		
控除対象財産の額 (C2)控除対象財産の額(A～Fの合計)から転記)	1	0円	控除対象財産に直接対応する負債の額	5	円
流動資産(控除対象財産以外)の額	2	円	流動資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	6	円
固定資産(控除対象財産以外)の額	3	円	固定資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	7	円
			引当金勘定の合計額	8	円
			その他負債(各資産に直接対応しない負債)の額	9	円
			負債の合計額	10	0円
			純資産の部		
			一般社団・財団法人法第131条の基金の額	11	円
			指定純資産の額	12	円
			一般純資産の額	13	円
資産計	4	0円	負債の部及び純資産の部合計	14	0円

2. 使途不特定財産額の保有上限額(＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

事業年度(過去5年間)	公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額	15 保有上限額
～	円	基本(過去5年間の平均値)
～	円	当該事業年度の値
～	円	前事業年度の値
～	円	(当該事業年度又は前事業年度を選択する場合理由を記載)
～	円	

(当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)

当該事業年度	0円	16 損益計算書上の公益目的事業に係る事業費(一般純資産及び指定純資産に係るもの)の額	17 商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ商品等譲渡に係る原価相当額	18 公益充実資金の積立額(上限あり)(A(5)-1 4表合計から転記)	19 計	20 公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21 財産の譲渡損、評価損等の額	22 公益充実資金の取崩額 (A(5)-1 4表合計から転記)	23 控除額計
		16	17	18	19	20	21	22	23

3. 使途不特定財産額の計算

資産 4欄	24	0円	控除対象財産の額 1欄	27	0円
負債 10欄	25	0円	対応負債の額 39欄	28	0円
一般社団 第131条の基金 11欄	26	0円	予備財産額	29	0円
			使途不特定財産額 24欄-25欄-26欄-27欄+28欄-29欄 (0以下の場合0)	30	0円

4. 控除対象財産に対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。)

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法			公益法人認定法施行規則第36条第8項の方法		
控除対象財産の額 1欄	31	円	控除対象財産の額 1欄	31	円
控除対象財産に直接対応する負債の額 5欄	32	円			
指定純資産の額 12欄	33	円	指定純資産の額 12欄	33	円
31欄-32欄-33欄	34	0円	31欄-33欄	34	0円
引当金勘定の合計額 8欄	35	円	引当金勘定の合計額 8欄	35	円
各資産に直接対応する負債の額 5欄+6欄+7欄	36	円			
その他負債の額 9欄(10欄-35欄-36欄と同額)	37	0円	その他負債の額 10欄-35欄	37	0円
一般純資産の額	38	0円	一般純資産の額	38	0円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円	対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

使途不特定財産額の保有上限額 15欄	40	円
使途不特定財産額 30欄	41	0円
使途不特定財産額の保有上限額の超過の有無	42	

<欄外>事業年度が1年でない場合の第40欄の記入欄

使途不特定財産額の保有上限額	40	円
----------------	----	---

【別表C(2)(控除対象財産)】

1. 公益目的保有財産(継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産)

番号	財産の名称	場所		財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額					不可欠 特定財産 取得時期	公益充実資金の取り崩し又は剰 余額の解消等に充てた額の管 理(※)
		面積、構造、物量等			前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末		
					円	円	円	円	円		
					円	円	円	円	円		
計(A)					0円	0円	0円	0円	0円		

(※)公益目的保有財産のうち、公益充実資金の取り崩し又は中期的収支均衡における解消策として取得したものは、公益充実資金の取り崩し又は解消額とした額を明らかにする必要があります。

2. 法人活動保有財産(公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産)

番号	財産の名称	場所		事業区分 (収、管) 事業番号	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額				
		面積、構造、物量等				前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
						円	円	円	円	円
						円	円	円	円	円
計(A)						0円	0円	0円	0円	0円

3. 公益充実資金(A(5)より)

帳簿価額				
前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末(C)
0円	0円	0円	0円	0円

4. 資産取得資金(公益以外の法人活動保有財産の取得又は改良)(C(3)より)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				
			前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
			円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円
計(D)			0円	0円	0円	0円	0円

5. 特定費用準備資金(公益以外の特定の活動の実施)(C(4)より)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				
			前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
			円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円
計(D)			0円	0円	0円	0円	0円

6. 指定寄附資金(交付者の定めた用途に充てるために保有している財産)

番号	資金の名称	区分 (※)	交付者の定めた用途	帳簿価額				
				前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
				円	円	円	円	円
				円	円	円	円	円
計(F)				0円	0円	0円	0円	0円

(※)公共通、公1、公2、取1、管等

控除対象財産の額(A~Fの合計)	前期末	期末
		0円

<参考値>

公益目的の1から6の財産の合計額	期末	うち6.の 公益目的以外	差引(公益目的)
		0円	円

【別表C(3)(資産取得資金)】

控除対象財産における4. 資産取得資金の明細となります。

事業 番号		資産取得資金の名称			
対象となる資産の名称					
当該資産の目的					
計画期間(事業年度)		年度 ~		年度 ( 1 年間 )	
資産取得等予定時期					
資産の取得等に必要額の算定方法					
当該事業年度の目的外取崩し (当該事業年度に取崩しを行った場合のみ)					

控除対象財産における資産取得資金の計算

【当年度後3年間の計画】(経過年度は実測値を記載)

年度	積立額	取崩額	資産取得資金の額 (累計)	年度末の積立限度額
3年度前	円	円	円	円
前々年度	円	円	0円	円
前年度	円	円	0円	円
当年度	円	円	0円	円
次年度	円	円	0円	円
次々年度	円	円	0円	円
3年度後	円	円	0円	円

【別表C(4)(特定費用準備資金)】

控除対象財産における5. 特定費用準備資金の明細となるほか、別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表 における特定費用準備資金当期積立額及び取崩額の算出に用います。

事業番号			特定費用準備資金の名称			
将来の特定の活動の名称						
当該活動の内容						
計画期間(事業年度)			年度 ~		年度 ( 1 年間 )	
当該活動の実施予定時期						
積立限度額の算定方法						

1. 控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計算

【計画全体】(経過年度は実測値を記載)

年度	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	年度末の積立限度額
0	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円

【当年度】(計画全体のうち、当年度分の数字を転記)

年度	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	積立限度額
	0 円	0 円	円	0 円

## 【別表C(5)(公益目的事業継続予備財産)】

公益目的事業継続予備財産を保有する場合には、以下の事項について記載ください。

①保有の必要性		公益目的事業継続予備財産を保有する必要性を記載ください。以下の i ~ iv の観点からの御説明が考えられます。 i 公益法人の事業内容、ii 資産及び収支の状況、iii 災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、iv 不測の事態に備えた平時の取組	
②限度額		円	上記①の必要性に基づき必要となる金額とその理由・根拠を記載ください。
③公益目的事業継続予備財産額		使途不特定財産額の計算において控除される予備財産額は、「上記②限度額」又は「使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額」のいずれも超えることはできません。	
②限度額		使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額(※)	公益目的事業継続予備財産額
0 円		0 円	⇒ 0 円

(※)使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額＝公益目的事業会計の資産額－負債の差額－公益目的事業会計の控除対象財産(対応する負債を除く)の額で算定

公益目的事業会計の資産額	1	円
公益目的事業会計の負債額	2	円
公益目的事業会計の控除対象財産額	3	0 円
公益目的事業会計の控除対象財産の対応負債の額	4	0 円

--

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法 (公益目的事業会計に係るものを記載)		
控除対象財産の額 3欄	31	0 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 C(1)5欄のうち公益目的事業会計に係る額	32	円
指定純資産の額	33	円
31欄-32欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額	35	円
各資産に直接対応する負債の額 C(1)5欄+6欄+7欄のうち公益目的事業会計に係る額	36	円
その他負債の額 2欄-35欄-36欄	37	0 円
一般純資産の額	38	円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0 円

公益法人認定法施行規則第36条第8項の方法 (公益目的事業会計に係るものを記載)		
控除対象財産の額 3欄	31	0 円
指定純資産の額	33	円
31欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
その他負債の額 2欄-35欄	37	0 円
一般純資産の額	38	円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0 円

別添 法人の組織について(公益社団法人用) (公益認定を受けた後の法人の組織について記載してください。)

(認定規則第7条第3項第3号(認定法第5条第2号、第13号等に適合することを説明した書類)

(1) 社員の状況

社員の数	人
(代議員制を採用している場合) 社員(代議員)を選出する会員の数(注1)	人
社員の資格の得喪に関する定款の条項(注2)	
法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて	
社員の議決権に関する定款の条項	
社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしないものであることについて	

(2) 理事及び監事の数

	常勤	非常勤	計
理事の数	人	人	0人
監事の数	人	人	0人

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称

(4) 会員等について(注3)

会員等区分の名称	会員の数
	人
	人

(5) 職員について

職員の数	人	うち常勤	人
------	---	------	---

注1 定款において、資格を有する者(会員)の中から社員(代議員)を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。

注2 定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。

注3 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

別添 法人の組織について(公益財団法人用)(公益認定を受けた後の法人の組織について記載してください。)

(認定規則第7条第3項第3号(認定法第5条第2号、第13号等に適合することを説明した書類))

(1) 評議員について

	常勤	非常勤	計
評議員の数	人	人	0 人
評議員に対する報酬等の支給の額を定める定款の条項を記載してください。			
定款の条項			

(2) 理事及び監事について

	常勤	非常勤	計
理事の数	人	人	0 人
監事の数	人	人	0 人

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称

(4) 会員等について(注)

会員等区分の名称	会員の数
	人
	人

(5) 職員について

職員の数	人	うち常勤	人

注 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

## 別添 株式等の保有状況

事業 年度	自		法人コード	\$corp_code
	至		法人名	\$corp_name

認定規則第7条第3項第3号(認定法第5条第19号等に適合することを説明した書類)

## 他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の認定法施行規則第6条で定める財産について、保有の有無、保有している場合には、その内容を記載してください。

なお、上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要とします。

保有の有無		他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容※	議決権の割合 (注)
他の団体の名称	財産の名称				
					%
					%

※ 上場企業については、当該企業の業務の内容については記載不要です。

注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

別添 経理的基礎の説明

認定法第7条第2項第4号

事業年度	自		法人コード	\$corp_code
	至		法人名	\$corp_name

公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎

1. 財政基盤の明確化

〔1〕寄附金収入等(注1)がある場合の収入見積りの適切性

(1) 寄附金収入がある場合

寄附金収入の額	円
---------	---

寄附金収入のうち、大口拠出者上位5者までの氏名又は名称及び寄附金の額について、記載してください。

順位	大口拠出者の氏名又は名称	寄附金の額
		円
		円
		円
		円
		円

公益目的事業以外のために用途を特定した寄附金がある場合には、その寄附ごとに特定の内容がわかる書類(寄附規定、募金要綱等)を添付してください。

(2) 会費収入(注2)がある場合

会費収入の額	円
--------	---

積算の根拠について、近年の会費収入の納入実績及び納入者の延べ数を記載してください。

--

(3) 借入れの予定がある場合(注3)

借入れ予定の額	円
---------	---

借入れの計画について、記載してください。

借入れ先	借入れ予定の額	借入れ予定の時期	借入れの目的及び返済計画
	円		
	円		

2. 情報開示の適正性(注4)

法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	
	公認会計士・税理士の別	
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

注1 申請書に添付した収支予算書の期首から期末までの間に寄附金収入がある場合には寄附金の大口拠出上位5者までの見込み、会費収入がある場合には積算の根拠、借入れの予定があればその計画について記載してください。

注2 会費については、名称を問わず、法人が定款で定めた会員等に対して会費として徴収しているものを記載してください。

注3 複数の借入れ予定がある場合には、借入れ先ごとに記載してください。

注4 会計監査人による外部監査を受けている法人は、「情報開示の適正性」の欄の記載は不要です。

注5 その他経理的基礎を明らかにする書類としては、以下を添付してください。

経理規程等(不適正な経理処理や財産管理を防止するためのルール)

会費に関する細則がある場合には、当該細則

公益目的事業以外に用途を特定した寄附等がある場合には、用途の特定の内容がわかる書類(寄付規程、募金要綱等)

## 別添 役員等名簿

事業 年度	自		法人コード	\$corp_code
	至		法人名	\$corp_name

認定規則第7条第3項第2号及び第3号(認定法第5条第15号、第16号等に適合することを説明した書類)

## 1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)	常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等

## 2. 理事

代表理事・外部理事は、その者の「代表理事」「外部理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)	常勤 非常勤	生年月日	性別	住所			代表 理事	外部 理事
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等		

## 3. 監事

外部監事は、その者の「外部監事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)	常勤 非常勤	生年月日	性別	住所			外部 監事
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等	

## 4. 備考

--

注1 公益法人としての最初の評議員(一般財団法人の場合)、理事、監事を記載ください。

なお、申請日現在、社員総会等における選任がまだの者がいる場合でも、申請自体は可能ですが、その場合は、その者の氏名等は名簿に記載せずに、就任予定者の追加の予定がある旨(追加予定日・人数等)を4.備考に記載してください。

また、申請後に選任が行われた場合、その者を追加した名簿を、速やかに提出してください。

注2 行政庁は、理事等の住所地の市町村に確認する場合がありますので、居所(例:会社の所在地)ではなく、

事業 年度	自		法人コード	\$corp_code
	至		法人名	\$corp_name

### 確 認 書

\$pref\_name

殿

法人の名称 \$corp\_name

代表者の氏名 \$delegate\_name

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下、「認定法」という。）第7条第1項の認定の申請をするに際し、当法人は、下記1のすべての事項に適合し、かつ、下記2及び下記3のいずれの事項にも該当しないことを確認しました。

#### 記

- 1 認定法第5条第10号から第12号まで、第15号及び第16号に規定する公益認定の基準
- 2 認定法第6条第1号イからニまでに規定する欠格事由
- 3 認定法第6条第2号、第3号及び第6号に規定する欠格事由

: 確認しました

## 確認書の提出に当たっての注意事項

確認書に係る公益認定の基準及び欠格事由の関連条文及びその内容は下記のとおりです。  
確認書の提出に当たっては、下記の公益認定の基準に適合していること及び欠格事由に該当しないことを必ず確認してください。

なお、認定法第5条第10号及び第12号に関し、役員（役員候補者）に確認を行う場合においては、特別利害関係にある者（相手）を申告させるのみとし、特別利害関係のうちどの事項（配偶者なのか、事実婚なのか等）に該当するのかなど、不必要に当該役員（役員候補者）の意思に反して、必要以上の情報を収集することがないようにご留意願います。

また、確認の際に知り得た情報については、第三者に漏洩することがなきよう適正な管理にご留意願います。

### 記

#### 1-1（親族等である理事又は監事の合計数の制限）

##### 認定法第5条第10号

各理事について、当該理事及び当該理事と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等内の親族である関係その他の特別な利害関係として認定法施行令第4条で定めるものをいう。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

##### 認定令で定める特別利害関係

###### （特別な利害関係）

第4条 法第5条第10号の政令で定める特別な利害関係は、一方の者と他方の者との間において、当該他方の者が次に掲げる者に該当する関係とする。

- 1 当該一方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 2 当該一方の者の使用人
- 3 前2号に掲げる者以外の者であって、当該一方の者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- 4 前2号に掲げる者の配偶者
- 5 第1号から第3号までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

#### 1-2（相互に密接な関係にある者である理事又は監事の合計数の制限）

##### 認定法第5条第11号

他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして認定法施行令第5条で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

#### 1-3（理事と監事の特別利害関係の排除）

##### 認定法第5条第12号

各理事について、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）と特別利害関係を有しないものであること。

#### 1-4（外部理事）

認定法第5条第15号・認定規則第4条（注 収益3000万円未満かつ費用・損失3000万円未満の法人について適用除外）  
理事のうち一人以上が、以下の外部理事となれない者のいずれにも該当しないこと。

##### 【外部理事になれない者】

- ・当該法人又はその子法人※1の業務執行理事又は使用人、及びその就任の前10年間に当該法人又は子法人の業務執行理事又は使用人であった者
- ・当該法人が一般社団法人である場合には、その社員
- ・上記社員が法人である場合には、その役員及び使用人
- ・当該法人が一般財団法人である場合には、その設立者
- ・上記設立者が法人である場合には、当該法人及び子法人※2の役員及び使用人

#### 1-5（外部監事）

##### 認定法第5条第16号・認定規則第5条

監事（監事が2人以上ある場合にあっては、監事のうち1人以上）が、以下の外部監事となれない者のいずれにも該当しないこと。

##### 【外部監事になれない者】

- ・その就任の前10年間に当該法人又は子法人※1の理事又は使用人であった者
- ・当該法人が一般社団法人である場合には、その社員
- ・上記社員が法人である場合には、その役員及び使用人

- ・当該法人が一般財団法人である場合には、その設立者
- ・上記設立者が法人である場合には、当該法人及び子法人※2の役員及び使用人

(1-4及び1-5の用語について)

認定法第5条第16号・認定規則第6条

子法人※1：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。第2条第4号に規定する子法人（一般社団法人又は一般財団法人がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの）

業務執行理事：一般法人法第115条（同法第198条において準用する場合を含む。）に規定する業務執行理事

役員：認定規則第1条第3項第2号イに規定する、役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者）

子法人※2：認定規則第1条第1項に規定する子法人（当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人）

2-1（理事、監事及び評議員の欠格事由）

認定法第6条第1号イ、ロ、ハ、ニ

理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者がいる。

- (1) 公益法人が認定法第29条第1項(第4号を除く。)又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの
- (2) 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ・ 認定法の規定に違反したこと
  - ・ 一般法人法の規定に違反したこと
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び32条の11第1項の規定を除く。）に違反したこと
  - ・ 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
  - ・ 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
  - ・ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したこと
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

3-1（公益認定取消履歴）

認定法第6条第2号

認定法第29条第1項（第4号を除く。）又は第2項の規定による公益認定の取消しの日から5年を経過していない。

3-2（定款又は事業計画書の内容の法令等違反）

認定法第6条第3号

定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分違反している。

3-3（暴力団員等による事業活動の支配）

認定法第6条第6号

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配している。